

取得価額(土地は含まない)

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下 （個人を含む）	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業	500万円以上	1,000万円以上 ※3	2,000万円以上 ※3
旅館業			
農林水産物等販売業		500万円以上 ※3	
情報サービス業等			

※3資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。

○取得価額については、法人の採用している消費税の経理方式(税抜・税込)に従います。
また、圧縮記帳の適用を受けた対象固定資産の場合には、圧縮記帳後の帳簿価格が取得価額となります。